

1. 土木工事標準仕様書の 改定について

(R7.4.1改定)

1. 土木工事標準仕様書の改定

本県の土木工事標準仕様書の参考図書

- 国交省 土木工事共通仕様書
- 中部地整 土木工事特記仕様書
- 国交省 公園緑地工事共通仕様書
- 下水道土木工事必携（案）
- 港湾工事共通仕様書

法律改正及び国交省土木工事共通仕様書の一部改定に伴い、本県の仕様書も改定。
(R7.4.1)

【土木工事標準仕様書 目次】

第1編 総則編

第2編 材料編

第3編 工事共通編

第4編 河川編

第5編 海岸編

第6編 砂防編

第7編 道路編

第8編 公園緑地編

第9編 下水道編

第10編 港湾編

第11編 電気通信設備・機械編

第12編 適用基準一覧表

●土木工事施工管理基準

(出来形管理・品質管理)

●写真管理基準

赤字の下線が
改定した項目

2. 各編の主な改定点

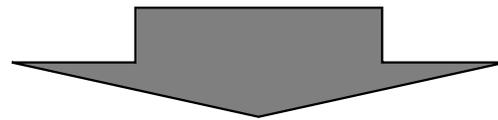
2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-1 適用

2. 標準仕様書の適用

また、請負者はこれら監督、検査（**完了**検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。



修正

また、請負者はこれら監督、検査（**完成**検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。

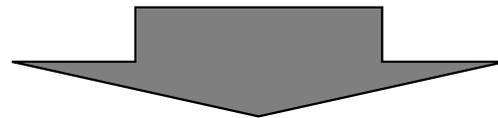
2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-6 施工計画書

2. 施工計画書の記載事項

請負者は当初請負代金額が4,000万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。



改定

請負者は当初請負代金額が4,500万円未満の工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。

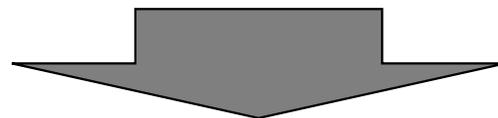
2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-7 コリンス登録

1. コリンス（CORINS）への登録

技術者の専任制に伴う請負代金額が、**4,000万円未満から4,000万円以上、4,000万円以上から4,000万円未満**及び建設工事の対象となる請負代金額が、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更された場合の請負代金額の変更時には変更時登録を行うものとする。



改定

技術者の専任制に伴う請負代金額が、**4,500万円未満から4,500万円以上、4,500万円以上から4,500万円未満**及び建設工事の対象となる請負代金額が、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更された場合の請負代金額の変更時には変更時登録を行うものとする。

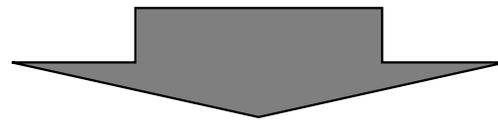
2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-26 既済部分検査等

2. 部分払いの請求

請負者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、**出来形検査請求書**と合わせて監督員に提出しなければならない。



修正

請負者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、**既済部分検査請求書**と合わせて監督員に提出しなければならない。

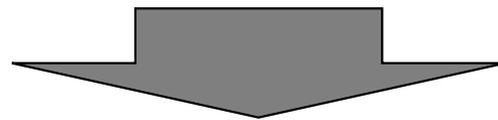
2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-36 事故報告書

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、様式（事故発生報告書）を提出しなければならない。

また、監督員は、様式（事故速報）を速やかに作成し、本庁事業課に報告するとともに、様式（事故報告書）において、本庁事業課を經由して建設総務課に報告するものとする。



改定

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、様式（事故発生報告書）を提出しなければならない。

また、監督員は、様式（事故速報）を直ちに作成し、本庁事業課に報告するとともに、様式（事故報告書）において、本庁事業課を經由して建設総務課に報告するものとする。

なお、請負者及び監督員は、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、必要な情報をシステムに登録するものとする。

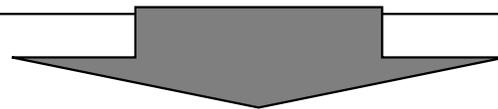
2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-51 現場代理人及び監理技術者等

1. 現場代理人等通知書

請負者は、契約書第11条に規定する現場代理人、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、**特例監理技術者又は**監理技術者補佐（**特例**監理技術者の行うべき職務を補佐する者）をいう。以下同じ）または専門技術者を定め、工事請負契約締結後5日以内に所定の様式により経歴書を添付し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
現場代理人、**監理技術者等**及び専門技術者は、営業所の**専任**技術者と原則的に兼務することはできない。また、監理技術者等及び専門技術者においては、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係、現場代理人においては請負者との直接的な雇用関係がある者を配置しなければならない。



改定

請負者は、契約書第11条に規定する現場代理人、監理技術者等（主任技術者、監理技術者**及び**監理技術者補佐（監理技術者の行うべき職務を補佐する者）をいう。以下同じ）または専門技術者を定め、工事請負契約締結後5日以内に所定の様式により経歴書を添付し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

現場代理人及び専門技術者は、営業所技術者等（**営業所技術者又は特定営業所技術者**）と原則的に兼務することはできない**が、主任技術者又は監理技術者は要件を満たした場合、営業所技術者等と兼務できる**。また、監理技術者等及び専門技術者においては、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係、現場代理人においては請負者との直接的な雇用関係がある者を配置しなければならない。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-51 現場代理人及び監理技術者等

3. 技術者の専任制

請負代金額が4,000万円以上の場合、主任技術者（監理技術者）は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接該当建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。なお、当該工事は愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、特例監理技術者が兼務する工事の場所は、同一建設事務所管内でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。



改定

請負代金額が4,500万円以上の場合、主任技術者（監理技術者）は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、専任特例1号、2号を適用する場合は、この限りではない。なお、専任特例2号により兼務する工事は愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、専任特例2号により兼務する工事の場所は、同一建設事務所管内でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-57 発注者指定、もしくは請負者の申出により実施する施策

5. ICT活用工事

追加

以下の要領を追加

- ICT活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領

以下の要領を既存要領内に追加

- 基礎工（鋼管杭ソイルセメント工） : 基礎工
- バーチカルドレーン工 : 地盤改良工
- 落石防止工 : 法面工

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-58 愛知県公契約条例に基づく措置

新規

愛知県公契約条例（平成29年4月改正条例第10号）に規定する公契約（予定価格が6億円以上の工事）の請負者は、当該公契約に係る労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずるものとする。

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第2章 第5節 現場練りコンクリート

2-5-4 材料の計量及び練混ぜ

2. 材料の計量

表 2-2 計量値の許容誤差

材料の種類	許容誤差 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内

改定

表 2-2 計量値の許容差

材料の種類	計量値の許容差 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

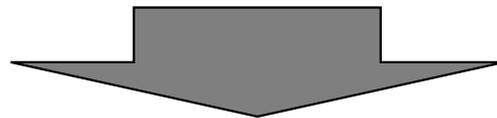
第2章 第6節 運搬・打設

2-6-9 養生

2. 湿潤状態の保持

養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコクリート工事におけるコクリートの湿潤養生期間は、表2-3を標準とする。

なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表2-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。



改定

養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコクリート工事におけるコクリートの湿潤養生期間は、表2-3を**目安**とする。

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

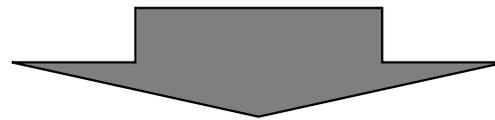
第2章 第6節 運搬・打設

2-6-9 養生

2. 湿潤状態の保持

表2-3 コンクリートの標準養生期間

日平均気温	普通ポルトランドセメント	高炉セメントB種	早強ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日
10℃以上	7日	9日	4日
5℃以上	9日	12日	5日



改定

表2-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安

日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	高炉セメントB種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※

※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。

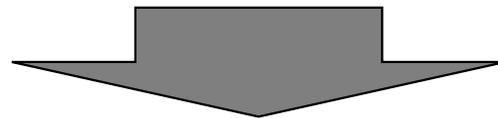
2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第2章 第9節 暑中コンクリート

2-9-2 施工

3. 打設時のコンクリート温度

打設時のコンクリート温度は、 35°C 以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。



改定

打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は 38°C とし、それ以外の場合は 35°C とする。

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第2章 第10節 寒中コンクリート

2-10-3 養生

5. 養生温度

表2-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間

5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

改定

表2-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間

5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第2章 第12節 水中コンクリート

2-12-2 施工

7. 水中コンクリートの打設方法

請負者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議のうえ施工しなければならない。



改定

請負者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議のうえ施工しなければならない。

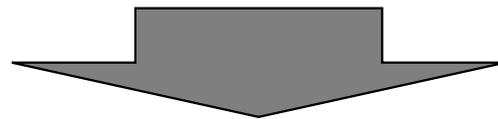
2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第2章 第12節 水中コンクリート

2-12-2 施工

9. トレミー打設

(1)請負者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。



改定

(1)請負者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。

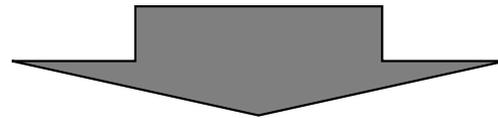
2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第2章 第12節 水中コンクリート

2-12-3 海水の作用を受けるコンクリート

1. 一般事項

請負者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。



改定

請負者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって所要に性能が損なわれないように、施工しななければならない。

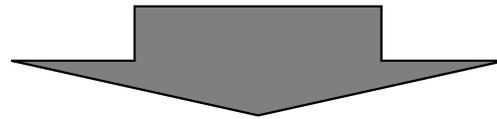
2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第2章 第3節 舗装工

2-3-10 コンクリート舗装工

4. 初期養生

初期養生において、**コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に**散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。



修正

初期養生において、**十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一**に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。

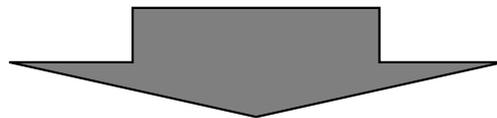
2. 各編の主な改定点（第9編 下水道編）

第1章 第3節 管きょ工(開削)

1-3-4 管布設工

4. 硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管

滑剤には、ゴム輪接合専用滑剤を使用し、グリス、油等を用いてはならない。



修正

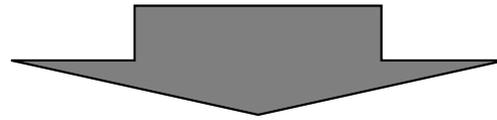
滑剤には、ゴム輪接合専用滑剤を使用し、グリス、油等はゴム輪を劣化させるので使用してはならない。

2. 各編の主な改定点（第9編 下水道編）

第2章 第6節 本体作業土工

2-6-2 掘削工

4. 掘削底面の安定



追加

請負者は、掘削に伴ってボイリング、ヒービング、盤ぶくれが発生しないよう、掘削底面の安定について検討しなければならない。

3. 土木工事施工管理基準の 改定について

(R7. 4. 1改定)

3. 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-3-7. 小型標識工

8. 防止柵工(立入防止柵、転落(横断)防止柵など)

9. 路側防護柵工(ガードレール、ガードケーブル)

11. 道路付属物工(視線誘導標、距離標)

4-1-7. 場所打水路工

8. 集水柵工

4-4-2. 落石防護柵工

第7編 道路編

1-9-6. 防雪柵工

2-8-4. 大型標識工(標識基礎工、標識柱工)

測定基準

追加

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」
の規定による測点の管理方法を用いることができる。

3. 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

4-1-7. 場所打水路工〔測定項目：延長〕

4-4-2. 落石防護柵工〔測定項目：延長〕

第6編 砂防編

1-6-4. コンクリート堰堤本体工

1-6-7. コンクリート側壁工

1-6-9. 水叩工

第7編 道路編

1-9-4. 落石防止網工

1-9-6. 防雪柵工〔測定項目：延長〕

追加

測定基準

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。

3. 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-4-4. 既製杭工(鋼管ソイルセメント杭)

追加

測定基準

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

3. 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-4-4. 既製杭工(既製Co杭、鋼管杭、H鋼杭)

3-4-5. 場所打杭工

3-4-6. 深礎工

追加

測定基準

傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）
とそれに直交する横断方向の2方向で測定。

3. 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第9編 下水道編

1-8-3. マンホール基礎工

床掘深さの規格値 : -30 mm



修正

床掘深さの規格値 : ± 30 mm

1-9-4. 中継ポンプ施設

高さの規格値 : ± 30 mm



修正

高さの規格値 : -30 mm

3. 土木工事施工管理基準の改定点

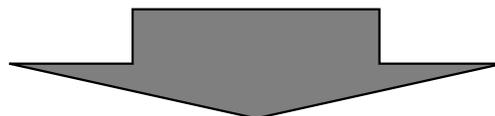
出来形管理基準及び規格値

第9編 下水道編

1-13. 立坑工

ずれの規格値 : ± 100 mm

深さの規格値 : -30 mm



修正・削除

深さの規格値 : ± 30 mm

2-8-11. 流出トラフ

厚さの規格値 : ± 10 mm



修正

厚さの規格値 : ± 20 mm

3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値

1. セメント・コンクリート
25. 覆工コンクリート(NATM)

試験項目：コンクリートの圧縮強度試験
試験時期・頻度：荷卸し時



改定

試験項目：コンクリートの圧縮強度試験
試験時期・頻度：荷卸し時 または、工場出荷時に運搬車から採取した試料

3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値

港湾・漁港編

区分：タイ材 タイロッド

形状寸法（管理項目）の測定頻度：搬入時、**全数**



削除

区分：タイ材 タイロッド

形状寸法（管理項目）の測定頻度：搬入時

3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値

港湾・漁港編

区 分：タイ材 タイワイヤー

被覆材（管理項目）の品質規格：JIS K 6760

形状寸法（管理項目）の測定頻度：搬入時、全数



修正・削除

区 分：タイ材 タイワイヤー

被覆材（管理項目）の品質規格：JIS K 6922-2

形状寸法（管理項目）の測定頻度：搬入時

3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値

港湾・漁港編

区分：電気防食陽極
管理項目：重量
品質規格：各陽極の重量の許容範囲は±2%以内とし取付総重量は陽極1個の標準重量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準重量が30kg未満の陽極重量の許容範囲は±4%の範囲とする。
測定頻度 搬入時、適宜



修正・追加

区分：電気防食陽極
管理項目：質量
品質規格：各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。
測定頻度 搬入前、全数
搬入時、適宜

3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値

港湾・漁港編

40. マット類

区 分：アスファルトマット

形状寸法（管理項目）の測定頻度：20枚に1枚を2箇所



修正

区 分：アスファルトマット

形状寸法（管理項目）の測定頻度：20枚に1枚を1箇所

4. 写真管理基準の 改定について

(R7. 4. 1改定)

4. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第4章 第1節 共通関係

修正

工種名称の修正

場所打水路工 ⇒ 側溝工（場所打水路工）
暗渠工 ⇒ 側溝工（暗渠工）